

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

二戸市金田一字上田面241番地1

申請者 有限会社八紘カイハツ

代表取締役 岩下 重俊

令和2年2月14日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和2年3月23日

軽米町長 山本 賢一



許可年月日及び許可番号	令和2年3月23日 軽米町指令町第7号	
事業の 範囲	取り扱う廃棄物 の 種 類	事業所等から排出される一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)
	営業の内容	収 集、運 搬
許 可 期 限	令和2年4月1日～令和4年3月31日	
許 可 条 件	(1) 関係法令を遵守し、つねに自覚と責任をもって業務に当たり町の計画及び指導に従うこと。 (2) 法又は法令に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。	